

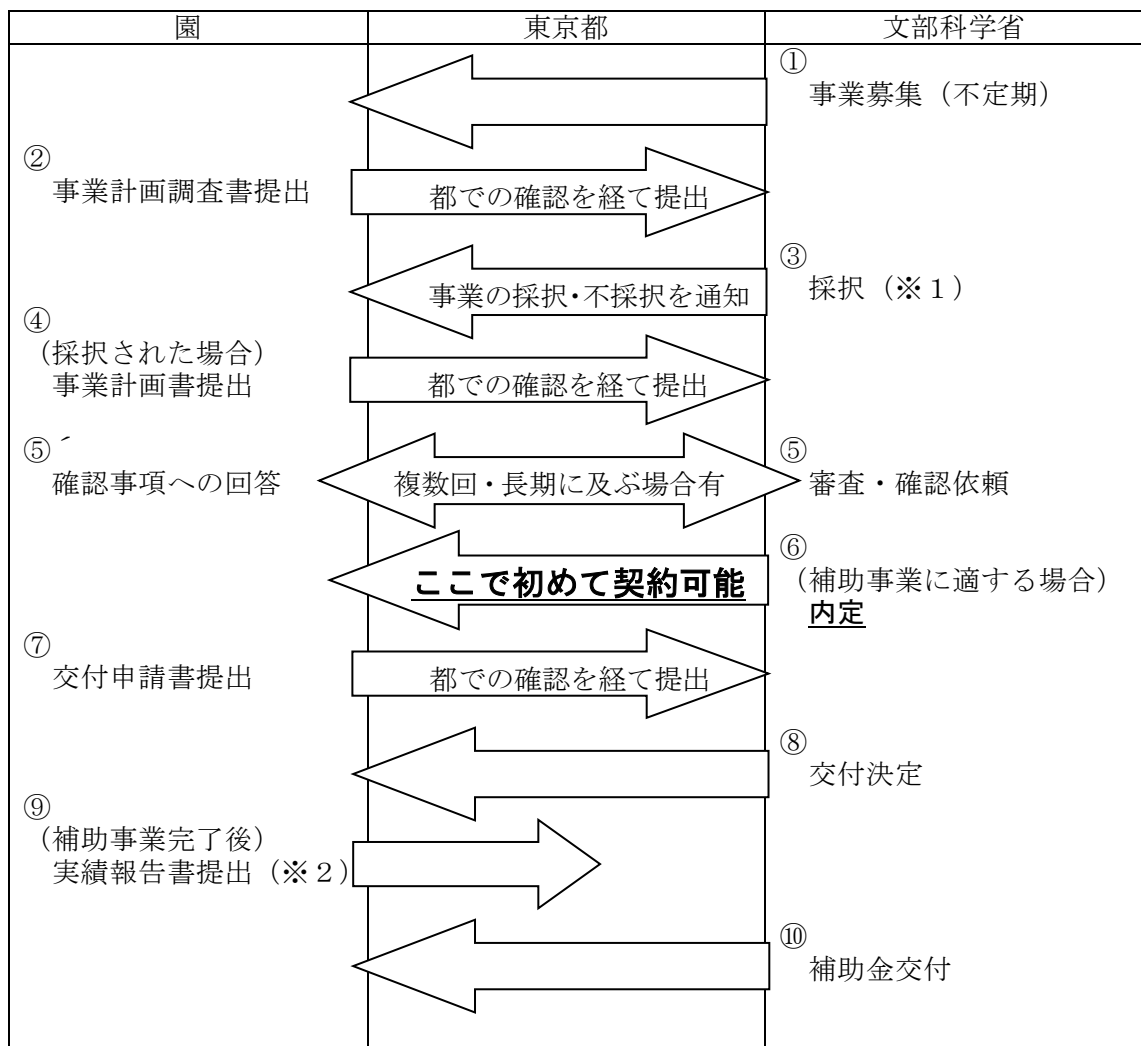
令和6年度私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の概要

1 補助金の概要

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）は、文部科学省が所管する**国庫補助金**です。国庫補助金のため、文部科学省から事業の内定が出るまで工事に着手（契約）することはできません。

また、交付決定年度内に事業が完了しない事業については、原則として補助対象事業になりません。

2 補助金申請の流れ



※1 採択は、内定ではありません。内定前の契約締結、契約締結前における着手金の支払いはできませんのでご注意ください。内定前の着手が行われた場合は、どのような理由であっても、本補助金の交付を受けることができなくなります。交付後に発覚した場合は、補助金の返還となります。

※2 事業完了後、東京都職員が現地調査を行いますので、ご協力ください。

3 補助の対象

(1) 対象となる園

学校法人が設置する又は交付決定年度中に個人立等から学校法人立に組織変更する私立幼稚園

(2) 対象事業（補助メニュー）

新築・増築・改築	①園の新規創設または学級定員の引き下げもしくは感染症対策に伴う増築 ②危険な状態にある園舎の改築（耐震改築・その他）、預かり保育事業等の実施に伴う園舎の改築
屋外教育環境整備	（防音壁を除き）上記①②と同時に実施する整備事業
耐震補強工事等	①園舎の耐震補強工事 ②非構造部材の耐震対策 ③防災機能強化工事
防犯対策工事	交付決定年度中に実施する防犯対策工事
特別防犯対策工事	交付決定年度中に実施する特別防犯対策工事
アスベスト等対策工事	交付決定年度中に実施するアスベスト等対策工事
エコ改修事業	交付決定年度中に実施するエコ改修事業
内部改修工事	交付決定年度中に実施する内部改修工事
バリアフリー化工事	交付決定年度中に実施するバリアフリー化工事

(3) 対象事業の実施年度

原則として補助金交付決定年度

（交付決定年度に着工し、交付決定年度中に工事を完了すること）

【例外】

ア 実施設計費（前年度支出分まで対象となる）

イ 耐震診断費（前々年度支出分まで対象となる）

※ア～イは工事費同様、3社以上の見積りが必要です。

(4) 各事業概要

別紙のとおり

(5) 参考

- 地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～（平成27年3月改訂 文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

- 学校施設における耐震診断などについて（公立学校施設の耐震改修状況調査の

結果について【発表資料】の参考資料)

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/houdou/_icsFiles/afieldfile/2011/08/23/1310180_12.pdf